

第 5975 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月12日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイニングに係る設備投資

Q：仮想通貨のマイニング事業を始めようと思います。この場合に必要となる設備投資費用はどのように取り扱われますか？

A：パソコン1台とこれに組み合わせるグラフィックボードの金額を1単位として、減価償却資産として計上するのか、少額減価償却資産になるのかを判定します。

【解説】

仮想通貨を生み出す採掘、いわゆるマイニングを事業として行われるとのことですが、マイニングには、通常、大量のパソコンとグラフィックボードが必要になります。

これらに係る費用がどうなるかということですが、原則として、マイニングは1台のパソコンと数枚のグラフィックボードを組み合わせたものを使って行いますので、これに係る取引を1単位として減価償却資産となるのか、少額減価償却資産となるのか等を判定することになります。

法人税法では、その事業年度に事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が10万円未満のものについてはその事業の用に供した事業年度で損金経理をすれば、全額が損金の額に算入することがますし、また、中小企業等については、取得価額が30万円未満の減価償却資産であれば、年間300万円を限度として取得価額の全額を損金の額に算入することができます。この判定は、上記の1単位ごとの金額で判定することになります。

